

インフルエンザ注意報の発令について

平成30年4月24日（火）15時00分

北海道中標津保健所

（北海道根室振興局保健環境部中標津地域保健室）

TEL：0153-72-2168 FAX：0153-72-6894

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、平成30年第16週（平成30年4月16日～4月22日）において、中標津保健所管内の定点あたりのインフルエンザ患者報告数は15.50人となり、注意報基準である10人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、中標津保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 インフルエンザの感染予防

インフルエンザの感染予防には、流行時に人混みを避けること、それが避けられない場合などにはマスクを着用すること、外出後にはうがいや手洗いをすることです。

2 インフルエンザとは

インフルエンザは、のどの痛み、鼻水、くしゃみ、咳などの症状のほかに、38度以上の発熱、頭痛、全身倦怠感、関節痛、筋肉痛などの全身症状が突然現れる、インフルエンザウイルスを病原とする気道感染症です。

インフルエンザの発生は、毎年11月下旬から12月上旬頃に始まり、翌年の1～3月頃に患者数が増加します。

また、気管支炎や肺炎、小児では中耳炎、熱性けいれんや脳症などを併発して、重症化することもあるため、高齢者や小児では特に注意が必要です。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からのインフルエンザ患者報告状況

（表示は、「報告数（患者／定点）」単位：人）

	第12週 (3/19～3/25)	第13週 (3/26～4/1)	第14週 (4/2～4/8)	第15週 (4/9～4/15)	第16週 (4/16～4/22)
中標津保健所	20 (6.67)	12 (3.00)	15 (3.75)	23 (5.75)	62 (15.50)※
根室保健所	18 (6.00)	5 (1.67)	3 (1.00)	0 (0.00)	35 (11.67)※
全道	2,304 (10.38)	1,501 (6.73)	1,072 (4.81)	1,026 (4.58)	- (-)
全国	26,499 (5.35)	16,792 (3.40)	9,838 (1.99)	8,211 (1.66)	- (-)

※第16週の患者報告数は速報値。

全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) インフルエンザ注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握し、全道の定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値以上となった場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

<インフルエンザ注意報・警報の発令基準>

注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合

警報：〃 30人以上となった場合

※警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が10人未満になると警報を解除